



## ● 令和2年 第1回富谷市議会臨時会 提出議案の概要

記者会見資料  
令和2年4月28日(火)

9 件	1. 条例〔制定〕議案		
	2. 条例〔改正〕議案		
	3. 予算議案【当初】		
	4. 予算議案【補正】	1 件	
	5. 人事		
	6. 専決承認〔条例改正〕	3 件	
	7. 専決承認〔補正予算〕	5 件	
	8. その他（条例外議案）		
	9. 決算認定		
※ 追加提出予定		1 件	（現時点）

### 4. 予算議案【補正】 1 件

議案第 1 号 令和2年度富谷市一般会計補正予算（第1号）

予算規模 267,000千円を増額し、補正後の額 14,082,000千円

所管部課 企画部 財政課

### 6. 専決承認〔条例改正〕 3 件

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
（富谷市税条例等の一部を改正する条例）

提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるもの。

主な内容 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し、国税における連結納税制度の見直しに伴う対応、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税への対応、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しについて改正を行なったもの。

施行日 令和2年4月1日他

所管部課 市民生活部 税務課

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて  
（富谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるもの。

主な内容 基礎課税額の課税限度額を61万円から63万円、介護納付金課税額の課税限度額を16万円から17万円、軽減判定額算定の際に被保険者1人当たりに乗じる額の改正で2割軽減 51万円から52万円、5割軽減 28万円から285千円について改正を行なったもの。

施行日 令和2年4月1日他

所管部課 市民生活部 税務課

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて  
（富谷市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例）

提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるもの。

主な内容 地域再生法第7条第1項に規定する認定地域再生計画において記載された富谷市地域活力向上地域内における固定資産税の課税免除等の適用期間を「令和2年3月31日まで」から「令和4年3月31日まで」に2年延長するもの。

施行日 令和2年4月1日

所管部課 市民生活部 税務課



7. 専決承認〔補正予算〕		5 件
<b>承認第 4 号</b>	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度富谷市一般会計補正予算(第10号))	
提案理由	地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるもの。	
予算規模	351,579千円を減額し、補正後の額 15,324,517千円	
所管部課	企画部 財政課	
<b>承認第 5 号</b>	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算(第5号))	
提案理由	地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるもの。	
予算規模	363,572千円を減額し、補正後の額 3,869,537千円	
所管部課	保健福祉部 健康推進課	
<b>承認第 6 号</b>	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度富谷市介護保険特別会計補正予算(第5号))	
提案理由	地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるもの。	
予算規模	240,837千円を減額し、補正後の額 2,690,393千円	
所管部課	保健福祉部 長寿福祉課	
<b>承認第 7 号</b>	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))	
提案理由	地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるもの。	
予算規模	459千円を減額し、補正後の額 364,009千円	
所管部課	保健福祉部 健康推進課	
<b>承認第 8 号</b>	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度富谷市水道事業会計補正予算(第5号))	
提案理由	地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるもの。	
予算規模	収益的収入 31,696千円を減額し、補正後の額 1,139,323千円 収益的支出 55,468千円を減額し、補正後の額 1,107,719千円 資本的収入 17,904千円を増額し、補正後の額 17,907千円 資本的支出 25,000千円を減額し、補正後の額 179,234千円	
所管部課	上下水道課	

# 令和2年度 4月補正予算の概要

## (一般会計)

### 1 補正予算(第1号)の規模

267,000千円を増額 補正後の額 14,082,000千円

### 2 概要

新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済対策として、本市独自の支援を行うため、次の新規事業に係る所要額を補正計上するもの。

(1) 店舗等賃料補助事業補助金	28,500千円
(2) テイクアウト利用促進事業補助金	11,000千円
(3) ひとり親家庭等緊急支援事業補助金	7,000千円
(4) 割増商品券事業補助金	208,000千円

また、市内各施設等での感染予防対策として、各種衛生物品を購入するもの。(8,400千円)

なお、一般財源の充当に関しては、一部を除き財政調整基金の取り崩しにより対応するもの。

### 3 歳入歳出(款別)内訳について

(単位：千円)

歳入(款)	補正額	歳出(款)	補正額
14 国庫支出金	700	2 総務費	4,300
19 繰入金	106,300	3 民生費	7,100
21 諸収入	160,000	7 商工費	251,500
		9 消防費	1,308
		10 教育費	2,792
計	267,000	計	267,000